

# 第1章

## 計画の基本的事項



## 第1節 計画策定の背景と目的

本市は、藍く美しい東シナ海・有明海・八代海に囲まれた天草上島・下島や御所浦島などからなり、一部は雲仙・天草国立公園に、天草町と牛深の沖合は海域（海中）公園にも指定されています。

地形は、約7割が山林で占められ、急峻で平野は少なく、河川沿いの平地部や海岸線の河口部に市街地や農地が広がり、これらを結ぶように国・県道が整備されています。

産業は温暖な気候をいかした農業や、豊かな水産資源をいかした漁業を主体として発展してきました。また、自然景観や南蛮文化<sup>※</sup>、キリシタンの歴史など、多くの観光資源にも恵まれています。

海岸は岩礁と一部でアカウミガメも上陸するような、自然の海岸で形成されています。本渡海岸は干潟としては最も規模が大きく、貴重な生物が豊富に見られます。

しかし、自然環境においては、八代海で年々赤潮の発生件数が増加し、牛深海域（海中）公園一帯では地球温暖化による海水温の上昇や、オニヒトデの食害に伴うサンゴの白化が見られるようになってきました。また、耕作者数の減少や耕作放棄地が増加したことも一つの要因となって、イノシシの生息範囲が広がり住宅地での作物被害が市内全域で発生しています。

また、生活環境においては、ごみの不法投棄や海岸漂着物の増加、光化学スモッグの発生、野焼きや空き地の管理、ペットなどを始めとする騒音・悪臭の苦情や課題が存在するのが現状です。

本市を含む今日の環境問題は、高度経済成長期に伴い発生してきた産業型の公害から、ライフスタイルの変化等に伴い発生してきた身近な環境問題、さらに、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模における環境問題へと多様・複雑化しています。

これらの環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムや、通常の事業活動・日常生活に起因しており、現在の社会の枠組みや、人々の意識が変わらなければ解決できません。

このようなことから、健全で恵み豊かな環境の享受を維持しながら次世代に継承するとともに、市民等・事業者・行政がそれぞれの責任と役割に応じて、主体的にそしてともに手を携えて良好な環境の保全と創造を図り、持続的に発展する地域社会を構築するため、「天草市環境基本条例」を制定しました。

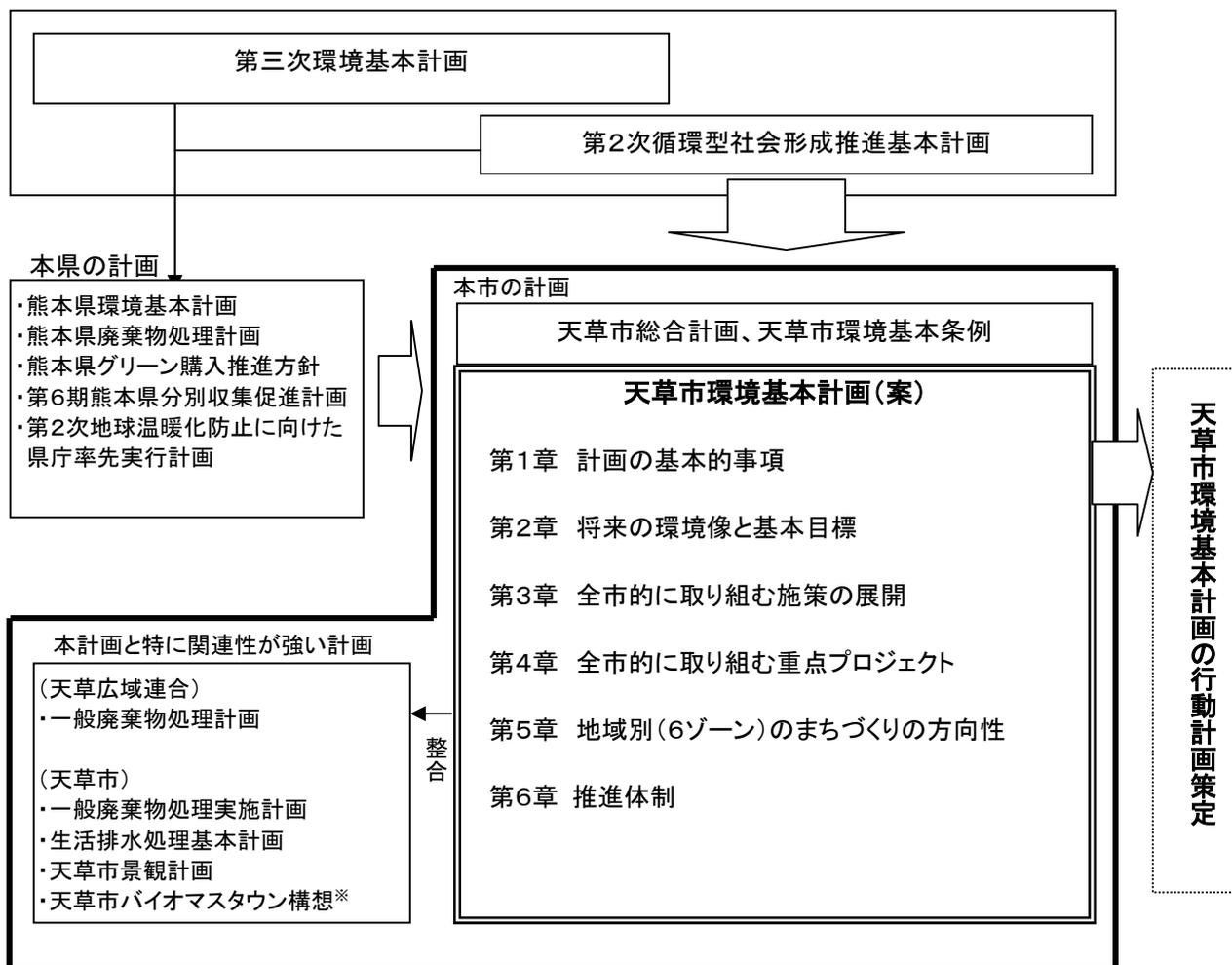
本計画は、天草市環境基本条例第7条の規定に基づき、環境の保全などに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、「天草市総合計画」を上位計画と位置づけ、環境保全などに関する事項については、本計画を基本とするとともに、各種施策は本計画に沿って展開するものとします。

(計画の位置づけ、構成)

国の計画



## 第3節 計画の期間

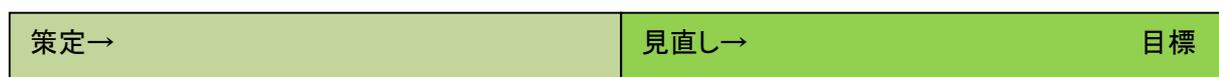
本計画の計画期間は、平成23年度から同30年度（2011年度～2018年度）までの8年間とします。

本計画を実効性のあるものとするため、平成26年度を中間目標年度として、社会情勢の変化や本計画の達成状況を点検し、必要に応じて見直しを行います。

平成23年度

平成26年度

平成30年度



#### 第4節 計画の対象地域と対象とする環境の項目

本計画の対象地域は、本市全域とします。また、本市の環境は独立して形成されるのではなく、市域を越えた対応が必要な場合が数多くあり、周辺自治体、国・県と連携して対応します。

対象とする環境の項目は、生物などの自然の保全、快適な暮らし、公害の未然防止、さらには地球規模までを考慮し、次のとおりとします。



#### 本計画の対象とする環境の項目

快適生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>①森林、里地里山<sup>※</sup>、水辺等</li> <li>②自然と共生する生活空間</li> <li>③騒音、振動、悪臭</li> <li>④景観</li> <li>⑤文化財</li> </ul>
社会環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自然海岸の保全等開発における環境配慮</li> <li>②環境保全型農林水産業<sup>※</sup>等、環境ビジネス<sup>※</sup></li> </ul>
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>①廃棄物のゼロエミッション<sup>※</sup></li> <li>②資源循環(バイオマス<sup>※</sup>等)</li> <li>③新エネルギー<sup>※</sup>の導入、省エネルギーの取り組み</li> <li>④大気環境</li> <li>⑤化学物質</li> </ul>
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生物多様性<sup>※</sup></li> <li>②水環境(流域・海域)</li> </ul>
環境行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>①環境情報の利活用</li> <li>②環境教育・学習の推進、人材育成</li> </ul>

## 第5節 計画の構成

### 第1章 計画の基本的事項

背景と目的、位置づけ、期間、対象とする環境の項目、計画の構成について示しています。

全市的

### 第2章 将来の環境像と基本目標

平成30年度に向けた将来の環境像と、取り組んでいく5つの基本目標について示しています。

全市的

### 第3章 全市的に取り組む施策の展開

5つの項目別に「現状」と「課題」を示し、課題解決へ向けての「取り組みの方向性」を設け、さらに目標達成の基本的な取り組みごとに、「取組内容」を示しています。数値目標については行動計画に示しています。

「現状」と「課題」は、「環境実態報告書」「市民及び地区代表者アンケート」「事業者アンケート」「行政のISO14001※の取り組み」のデータなどを使用しています。

全市的

### 第4章 全市的に取り組む重点プロジェクト

計画の方向性と総合計画の施策との整合性、計画の方向性を展開する基本施策、8つの重点行動方針と5つの重点プロジェクトを示しています。

地域別

### 第5章 地域（6ゾーン）別のまちづくりの方向性

地域ごとの環境について、「地域特性」「特性をいかしたまちづくりの方向性」や「6つのゾーンごとの重点的な取り組み」を示しています。地区の「現状・課題」「環境方針・目標・方策」は資料編に示しています。

パートナーシップ

### 第6章 推進体制

第3章で設定した「取り組みの方向性と取組内容」について「PDCA※」に基づき実行し、進ちよく管理や計画の検証・点検等を確実に進める市民等・事業者・行政のパートナーシップ※を基本とする推進体制を示しています。